

平成14年度厚生労働省税制改正要望（評価書）

制度名	新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長			
要望の内容	<p>新築住宅で、床面積50～280㎡等の要件を満たすものに対して課する固定資産税については、120㎡相当部分につき当初3年度分（中高層耐火建築物である場合は5年度分）の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額から1/2に相当する額を減額する措置が講じられているが、当該措置の対象となる住宅の建築期限を延長すること（平成14年3月31日までを平成16年3月31日までに）。</p> <table border="1" data-bbox="890 640 1476 730"> <tr> <td data-bbox="890 640 1098 730">減税見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1102 640 1476 730">173,650 百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 （平年度）	173,650 百万円
減税見込額 （平年度）	173,650 百万円			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 本措置を延長することにより、勤労者の生涯設計の上で重要な位置づけとなっている持家取得の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅価格が依然として高い水準にあり、また、勤労者以外の世帯に比べて勤労者の持家比率は低位にあることから、勤労者の住宅取得を容易にし、持家取得の促進を図るために、本措置の延長が必要である。</p> <p>(3) 要望の適正性（公平性・優先性等） 一定の要件を満たす新築住宅の取得者全てを対象とするものであり、また、勤労者の生涯設計の上で重要な位置づけとなっている持家取得の促進を図る措置として重要である。</p> <p>(4) 要望の効率性 本措置は勤労者の持家取得に大きな役割を果たしてきたが、本措置の適用期限を延長することにより、引き続き住宅取得の負担が軽減されることから、勤労者の持家取得の促進に効果的である。</p>			
政策の達成目標	勤労者の持家取得水準の引き上げを図る。			
当該要望項目以外の支援措置	勤労者財産形成住宅貯蓄制度、勤労者財産形成持家融資制度			
担当課名	（担当課）労働基準局勤労者生活部企画課			